

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市会文書共有システム運用保守業務委託	情報処理	東京インタープレイ(株)	4,158,000	令和5年12月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

1

随意契約理由書

1. 委託業務名称

大阪市会文書共有システム運用保守業務委託

2. 契約の相手方

東京インタープレイ株式会社

3. 随意契約理由

本業務は、電子データを用いて迅速な情報共有を可能とする文書共有システムを導入し、議案をはじめとする議会運営に必要な資料のペーパーレス化を図ることにより、効率的かつ円滑な議会運営及び議会・議員活動の効率化を図るものである。

文書共有システムについては、令和2年10月に総合評価落札方式による入札を行い、東京インタープレイ(株)が運営しているクラウド型ファイル管理機能を持つ「Sidebooks」を採用し、本市会に適応した管理機能やフォルダ構成等を構築し運用している。「Sidebooks」については導入後3年が経過するものの、本市会の議会運営等において要求される機能や操作性は現時点においてもその水準を満たしており、また、この間、利用してきたことにより、議員や本市職員においても操作方法等が浸透していることで円滑な議会運営、議会・議員活動の効率化を実現していることから、今後も引き続き利用することとしている。

このため、引き続き「Sidebooks」を利用し、支障を来すことなく円滑な議会運営等を継続するには、クラウドサーバーの管理やシステム障害時のサポート、セキュリティ対策等の運用保守業務を一体的に行う必要があるが、その履行にあたっては、サーバーを管理し、本システムを構築した当該事業者が唯一履行可能な事業者である。

以上のことから、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記相手方と随意契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

市会事務局 議事担当（電話 06-6208-8681）